

制定	平成	29	年	5	月	17	日
改正	令和	3	年	5	月	17	日
改正	令和	4	年	5	月	16	日
改正	令和	4	年	7	月	1	日
改正	令和	5	年	3	月	31	日
改正	令和	6	年	4	月	1	日

京都環境賞表彰要綱実施要領

1 目的

この要領は、京都環境賞表彰要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 募集及び応募の方法

要綱第3条第2項に規定する募集及び応募に係る手続の詳細については、次に掲げるとおりとする。

(1) 募集の方法については、次に定めるとおりとする。

ア 募集期間は年度ごとに定めることとし、募集に係る報道発表を行う。

イ 応募用紙の送付は、募集期間の最終日必着とする。

(2) 応募の資格を有する者は、地球温暖化対策、生物多様性の保全、循環型社会の推進などの環境保全に貢献する活動を実践している個人又は団体とする。

(3) 応募者は京都環境賞応募用紙に、活動の内容や成果が分かる資料をA4用紙2ページ以内で添付のうえ、応募するものとする。

(4) 応募方法については、メール、郵送、持参又はFAXとし、応募者が京都市へ送付するものとする。

3 表彰の方法

要綱第6条第2項に規定する表彰に係る方法の詳細については、次に掲げるとおりとする。

(1) 優れた活動について、京都環境賞及び特別賞（地球温暖化対策賞、生物多様性保全賞、循環型社会推進賞、環境担い手賞、個人活動賞、KES推進賞、エコ学区賞）を設ける。また、必要があれば、奨励賞を設けることができる。

(2) 副賞については、京都環境賞は表彰銘板及び10万円、特別賞は各2万円、奨励賞は記念品とする。

(3) 応募者のうち、(1)に掲げる賞のいずれも受賞しなかった者については、参加賞を授与する。

附 則

この実施要領は、平成29年5月17日から実施する。

附 則

この実施要領は、令和3年5月17日から実施する。

附 則

この実施要領は、令和4年5月16日から実施する。

附 則

この実施要領は、令和4年7月1日から実施する。

附 則

この実施要領は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この実施要領は、令和6年4月1日から実施する。